

## 1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）は本件審査請求の対象となった「定置式レーダースピードメーター運用日誌」について、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき適用除外として非公開とした決定を取り消し、「定置式レーダースピードメーター運用日誌」を対象公文書として特定し、条例の規定に従って公開・非公開の判断をするべきである。

## 2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年3月10日に本件審査請求人より公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「意思決定を欠いた交通規制標識に基づく交通反則切符告知事案の再発防止対策等について（最終報）」に関する項目5の(2)アの事前の意思決定の確認を行ったことを説明する資料（浜田署・益田署・江津署管内における平成27年8月以降本年2月末日までの定置式速度取締りに限る。）である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成28年4月6日付けで次のような決定を行った。
  - ア 公文書の件名  
定置式レーダースピードメーター運用日誌
  - イ 決定内容  
非公開決定
  - ウ 公開しない理由  
「定置式レーダースピードメーター運用日誌」は、島根県情報公開条例第38条の規定により同条例の規定が適用されない「訴訟に関する書類」に該当するため、公文書の公開請求があっても公開することはできない。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成28年7月6日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年7月27日付けで当審査会に諮問書を提出した。

## 3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨  
本件対象公文書の非公開決定を取り消し、公開を求める。
- (2) 審査請求の理由  
審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は次のとおりである。
  - ア 定置式レーダースピードメーター運用日誌の記載項目には、個人の名誉、プライバシーを侵害したり公序良俗が害される等の項目はない。  
仮に該当する項目があれば、その部分だけマスキングして公開すれば済むことである。
  - イ 定置式レーダースピードメーター運用日誌は速度取締りを行う前にレーダー機器等が正常に作動するか確認したことを記録する文書であり、速度取

締りの記録ではないので刑事事件の訴訟に関する書類には該当しない。  
ウ よって、公開すべきである。

#### 4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述等による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 「運用日誌」は、刑事事件の証拠資料として送致する刑事訴訟法に規定される「訴訟に関する書類」であり、条例第 38 条においても「訴訟に関する書類」は、条例の規定が適用されないことから、非公開決定を行った。
- (2) なぜ、当該運用日誌を刑事事件記録として送致するのかは、当該運用日誌にはレーダー機器の校正試験、音叉試験の結果が印字された記録紙を添付することとなっており、使用した機器が正常に作動している事実を証明する資料であるとともに、実況見分のもととなる記載もあり、証拠資料として提出するものである。
- (3) 松江地方検察庁からも、当該運用日誌には校正試験、音叉試験の結果である記録紙が添付されており、また、機器の設置状況等も記載されており、訴訟となった場合の証拠となり得るものであり訴訟に関する書類であるとの見解をいただいている。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

##### (2) 条例第 38 条について

条例第 38 条では、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」という公文書公開請求の適用除外について規定している。

条例の規定を適用しない公文書としては、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物（以下「訴訟に関する書類」という。）」等が該当する。

##### (3) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、速度取り締まりを実施する際に作成される「定置式レーダースピードメーター運用日誌」（以下「本件対象公文書」という。）であり、その記載項目は決裁押印欄、取締り日時・天候・場所・路線名、取締り前点検項目の交通規制番号、標識の視認性、規制種別、レーダー機器・投射角度点検状況、試験結果記録紙添付欄、取締員氏名、取締り結果（件数）、特異事項で

ある。

(4) 実施機関の処分の妥当性について

ア 条例第 38 条では、公文書公開請求の適用除外となる公文書について規定しており、本件では、具体的には刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項に規定される「訴訟に関する書類」が該当する。

この訴訟に関する書類は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含むものであることから、公文書公開請求の適用除外とすることで関係者の名誉、プライバシーを保護するとともに、公開することにより当該事件の捜査及び公判の維持に支障が生じることを防止することにあると解される。

また、訴訟に関する書類とは被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わない。よって、裁判所・裁判官に限らず検察官・弁護士・司法警察職員その他第三者が保管する書類も含むと解される。

イ 本件対象公文書は、実施された速度取締りが正常に作動したレーダー機器で実施されたことを証明するという性質から、その記載項目は前述(3)のとおり、いつ、どこで、誰が、どのような機器を使い、速度取締りを実施し、その取締り結果(件数)がどうだったかを記録する内容となっており、速度取締りの対象となる速度違反者の個人に関する情報は含まれていない。

このことから、秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報を含む書類とは言えず、本件対象公文書を公文書公開請求の対象としても関係者の名誉、プライバシーを侵害する情報とは言えない。

ウ また、本件対象公文書が前述イのと通りの記載内容の公文書であることからすると、公文書公開請求の対象としても、捜査及び公判の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであるとは言えない。

エ このような状況からも本件対象公文書は、公文書公開請求の対象とすることにより関係者の名誉、プライバシーを侵害したり、当該事件の捜査及び公判の維持に支障が生じるおそれもないため、訴訟に関する書類には該当せず、公文書公開請求の対象とするべきである。

オ なお、前述エの判断は条例第 38 条の公文書公開請求の適用除外の当否について判断したものであり、本件対象公文書の公開・非公開を判断するものではない。公開・非公開の判断については、実施機関が条例の規定に従って判断をするべきである。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第137号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年 7月27日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成28年 8月26日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成28年10月 3日	審査請求人の意見書を受理
平成28年12月22日 (審査会第1回目)	審議
平成29年 1月27日 (審査会第2回目)	審議
平成29年 2月23日 (審査会第3回目)	審議
平成29年 3月23日 (審査会第4回目)	審議
平成29年 5月18日 (審査会第5回目)	審査請求人から意見聴取、審議
平成29年 6月22日 (審査会第6回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成29年 7月20日 (審査会第7回目)	審議
平成29年 8月24日 (審査会第8回目)	審議
平成29年 9月21日 (審査会第9回目)	審議
平成29年10月26日 (審査会第10回目)	審議
平成29年11月16日 (審査会第11回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成29年12月22日 (審査会第12回目)	審議
平成30年 1月18日 (審査会第13回目)	審議
平成30年 4月18日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
横地 正枝	行 政 書 士	
和久本 光	弁 護 士	